

# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-1

### 「知的財産保護の強化に関する意見」について (Page2)

近日、中央政府より「知的財産保護の強化に関する意見」を公布した。同意見は、党と国の知財保護政策に関する基本指針をまとめ、新時代における知財保護のプランを提案した。

## Topic-2

### 「中国裁判所のインターネット司法白書」について (Page5)

2019年12月4日に中国最高裁判所は、中国初の「中国裁判所のインターネット司法白書」を公布した。中国のインターネット司法に関する実務の制度化、系統化を示している。

## Topic-3

### 専利侵害紛争に関する行政裁決について (Page7)

2019年11月22日に中国国家知識産権局は、「専利侵害紛争に関する行政裁決のガイドブック (パブコメ稿)」を公布した。行政裁決制度は順調に推進されている。

## Topic-4

### 「商標違法案件における馳名商標保護の通知」について (Page10)

2019年11月19日に中国国家知識産権局は、馳名商標保護制度が商標違法案件での活用を強化することを目指し、各地方の知財管理部門に上記通知を下した。

## Topic-5

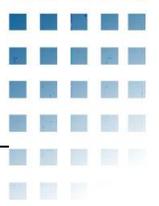
### 「北京市科学技術成果転化促進条例」について (Page12)

2019年11月27日に北京市第15回全人代常務会の第16回会議で「北京市科学技術成果転化促進条例」が表決された。当該条例2020年1月1日から実施される。

## Topic-6

### 路浩ニュース (Page14)

北京路浩国際特許事務所は2019年度北京市発明特許代理の登録案件数 No.1!



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-1

### 「知的財産保護の強化に関する意見」について

近日、中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁より「知的財産保護の強化に関する意見」（以下は「意見」）を各知財関連部門に下した。

同「意見」は、中国知財事業の発展状況に応じて、「厳格保護、大規模（範囲）保護、快速保護、共同保護」という新たな知財保護体制を打ち出し、具体的に 99 条実施措置を制定している。これから、中国知財保護事業に関する中長期的で綱領的なものとして位置づけられていると言っても過言ではない。詳しくは以下のようにまとめる。

#### 総体的な要求と目標：

2020 年まで、知財侵害の多発を有効的に抑制すること。権利者の権益保護に関する「举证が困難、周期が長い、コストが高い、賠償が低い」という問題を顕著に改善すること。

2025 年まで、知財保護において、知財保護に関する社会満足度を高レベルに達成・維持させつつ、知財保護能力を有効的に向上し、知財保護体系をよりよく改善し、商業運営環境をよりよく営み、知財制度によるイノベーションの促進に対してよりよく役割を果たせるようとする。

#### 具体的な実施措置：

一、制度の規制を強化し、知財保護政策の厳格化を確立する。

1) 侵害・冒認行為への懲罰を強化

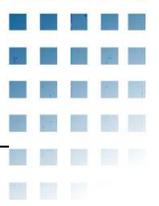
法制度の研究・改善；賠償制度；賠償額の増加；刑事・司法保護の強化など。

2) 証拠基準を厳格に規定

知財における民事・刑事・司法案件の統合審判システムの改革を推進；司法、行政、仲裁などの異なる法的プロセスにおける証拠基準と侵害判断基準を統一整備。

3) 案件の執行措置を強化

誠実信用ブラックリスト、故意的侵害の企業リストの作成；公開審理システム等。



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

#### 4) 新たな業界・領域における知財保護制度を整備

薬品特許の相関制度の整備；テレビ中継に関する知財保護；電子証拠保存・公証の技術；電子商に関する知財保護制度と管理基準など。

### 二、社会の監督・共同管理を強化し、大きな知財保護構造を形成する。

#### 1) 法執行への監督を強化

定期的な調査・監督；問責制度（責任問いかけ）など。

#### 2) 整備な社会共同管理モデルを建立

仲裁・調停・公証制度の整備；業界協会・商会の知財保護システムの建設；代理業界の自律など。

#### 3) 専門的な知識・スキルの支援を強化

権利侵害追跡の AI 監視システムの開発；技術調査官制度の導入；権利侵害認定能力の向上；権利侵害のアセスメント制度の導入など。

### 三、協力提携メカニズムを整備し、知財保護の実際的対応を加速する。

#### 1) 権利に関する授与・確保・行使のプロセスを整備

審査周期の短縮；実用新案と意匠の審査を強化；遠距離審理、多地域審理の応用；権利確保、公証、仲裁、調停、行政執行、司法保護などの間の協力提携メカニズムを整備するなど。

#### 2) 複数部門・区域に跨る案件の提携協力を強化

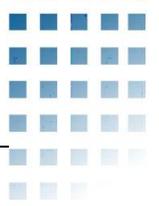
複数部門・区域に跨る案件の処理規程の制定；案件多発地域に関する仲裁・調停優先採用システムの検討；知財案件配置の分流制度の改革など。

#### 3) 簡易な案件及び紛争の迅速な対応を推進

電子商、展覧会、輸入出などに関する行政執行・仲裁・調停などのハイパス処理システムの構築；電子商に関するクレーム制度と知財保護管理規定の導入など。

#### 4) 知財保護機構の建設を推進

知財保護センターの設立；重点技術領域の権利取得・権利確保・権利行使プロセスを効率化するなど。



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

四、対外コミュニケーションズを整備し、知財の共同保護環境を作る。

- 1) 国際的な提携を一層強化
- 2) 国内外の権利者へのコミュニケーションズを整備
- 3) 海外での権利行使を支援強化
- 4) 協力メカニズムおよび情報収集システムを整備

五、知財保護に関する基礎条件の強化

- 1) 基礎的なプラットフォームの構築

ビッグデータセンターの構築；情報収集・処理能力の向上；公共サービスプラットフォームの推進と応用など；

- 2) 人材育成

政府部門、業界協会/学会、教育機構などで知財保護の専門的な人材の育成を推進。

六、政策・制度の実施を確実に推進

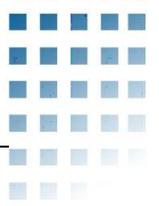
アセスメント、インセンティブ、責任問いかけなどの制度で各政策・制度の実施を確実に推進する。

リソース：

- 1) 国家知識産権局 2019 年第四四半期記者会見 2019 年 11 月 25 日 10 : 00

<http://www.sipo.gov.cn/twzb/gjzscqjdsjdlxxwfbk/index.htm>

- 2) 「知的財産保護の強化に関する意見」[http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/24/content\\_5455070.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/24/content_5455070.htm)



# Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

## Topic-2

### 「中国裁判所のインターネット司法白書」について

#### 「インターネット司法」とは

インターネット時代の高速発展に伴い、マルチメディア、AI、ビッグデータなどの関連技術が生活の隅々まで広がっている。2017年8月に杭州で世界初のインターネット裁判所が設立されてから、2018年9月に北京、広州のインターネット裁判所も増設された。

同時に、裁判所に関する審判、法執行、作業、管理などがネット技術と融合する「知能裁判所建設」が発展され、立案、調停、出廷、拳証などの各プロセスにおいてオンライン処理ができるようになっていた。

それに応じて、インターネット技術を利用するオンライン訴訟について、正式な規則、処理モデルの設定などが統一される必要が出てきた。こうしたオンライン訴訟における統一な規定、管理方法、運営システムなどの集成は「インターネット司法」という。

#### 「インターネット司法」の内容について

##### 1) インターネット技術と深く融合している審判モデル

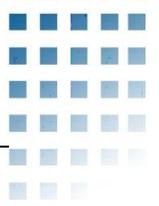
例えば、多地域間の立案、オンライン納付、ブロックチェーン証拠保存など。

##### 2) インターネット特徴に基づくオンラインプロセス規則の設定

オンライン訴訟を中心にした電子訴訟規則および証拠規則の制定。例えば、当事者がオンライン法廷に出廷しない場合の処理規則、電子送達の適用範囲・条件・効力など。

##### 3) インターネット法治に関する実際の裁判規則を確立する

典型的事例の裁判経験により、インターネット空間に関する規則、権利権限、責務システムを徐々に整備し、関連立法に重要な参考を提供する。



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

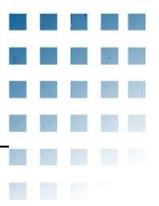
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## 「白書」の主要な内容について

「白書」は全文で1.6万字もあり、中国裁判所インターネット司法に関する発展ルート、価値導引、主要な措置および取得した成果を紹介した。主な内容は以下の五つを含む。

- 1) 新たな機関職能をつくり、専門的な審判体系を構築する。
- 2) 司法裁判規則を確立し、インターネット管理の法治化を促進する。  
各地のインターネット裁判所の典型的事例の経験をまとめた上に、各類インターネット案件に応じる規則を確立する。
- 3) 訴訟規則の整備および現代化訴訟制度の制定を推進する。  
身分認証、オンライン立案、電子証拠、オンライン開廷、電子送達などオンライン訴訟規則を整備し、また、オンライン訴訟関連の規定、ガイドブック、審判パンフレットなどの制定も策定する。
- 4) インターネット技術の確実な使用を推進する。  
オンラインの他に、訴訟プロセスの携帯端末アプリも応用できた；ブロックチェーン技術を使う証拠保存プラットフォームを作り上げた；ビッグデータ技術で1.94億本裁判情報を集めたプラットフォームを完成した；AI技術で画像認識、法条の自動的マッチ、裁判文書の自動的作成などの審判補佐システムが続々と開発・応用された。
- 5) 手続を簡略化・便利化にする。  
オンラインと窓口の統合で各訴訟プロセスの処理をより効率的に向上させる。

リソース：白書全文 <https://www.chinacourt.org/article/detail/2019/12/id/4704040.shtml>



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-3

### 専利侵害紛争に関する行政裁決について

#### 行政裁決制度のタイムライン：

- 2015.10 国務院は「紛争解決の多元化メカニズムの整備に関する意見」公布  
⇒「行政裁決制度を整備し、裁決プロセス、適用範囲、救済ルートを確定する」
- 2015.12 国務院は「法治政府建設の実施綱要（2015～2020）」公布  
⇒「相関行政機関は法に依って行政調停、行政裁決を推進し、紛争を迅速かつ有効に解決するようとする」
- 2018 国務院は「行政裁決制度の整備および行政裁決推進の強化に関する意見」公布  
⇒「知財紛争は行政裁決の重点実施領域」
- 2019.11 国家知識産権局は「専利侵害紛争に関する行政裁決の試行建設の通知」公布
- 2019.11 国家知識産権局は「専利侵害紛争に関する行政裁決のガイドブック（パブコメ）」

#### 行政裁決制度の概要について

意味：「行政裁決とは、行政機関は当事者の請求により、法律／法規の授權に拠って行政管理活動と密接している民事紛争を中立に処理する行為である。」

特徴：高効率、低コスト、専門性が高い、解決プロセスが簡易など。

試行場所の選定：各省（区、市）知識産権局が自己意思で申請。

試行期間は2020年1月～2021年12月。

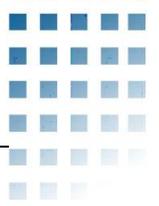
#### 行政裁決、仲裁、訴訟の相違について

主体：

行政裁決 → 法律／法規で授權した行政機関

仲裁 → 民間仲裁機関

訴訟 → 裁判所



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## 対象：

行政裁決の受理範囲は、行政管理活動と密接している民事紛争。具体的に自然資源の所属紛争、知財の侵害・賠償紛争、政府の請負・入札紛争などを含む。

## 裁決結果：

行政裁決 → 裁決結果に不服する場合、裁判所に提訴することができる

仲裁 → 1 審終審

訴訟 → 2 審終審

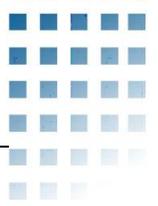
## ガイドブックの概要：

「専利侵害紛争に関する行政裁決のガイドブック（パブコメ稿）」は、第一章「概説」、第二章「審理プロセス」、第三章「専利侵害行為の認定」、第四章「証拠の審査と認定」、第五章「専利侵害判定」からなる。知財の侵害・賠償紛争に関する行政裁決の全プロセスについて規定している。

請求人：特許権者、または利害関係者

## 受理条件：

- 1) 請求人は特許権者、または利害関係者；
- 2) 被請求人が確定できる；
- 3) 請求事項および具体的な事由が明確；
- 4) 被請求人が侵害行為をしたことを証明できる証拠がある；
- 5) 知財管理部門の受理・管轄範囲内にある；
- 6) 当事者のどちらかが裁判所に提訴していない、且つ他の紛争解決方式を約束していない。

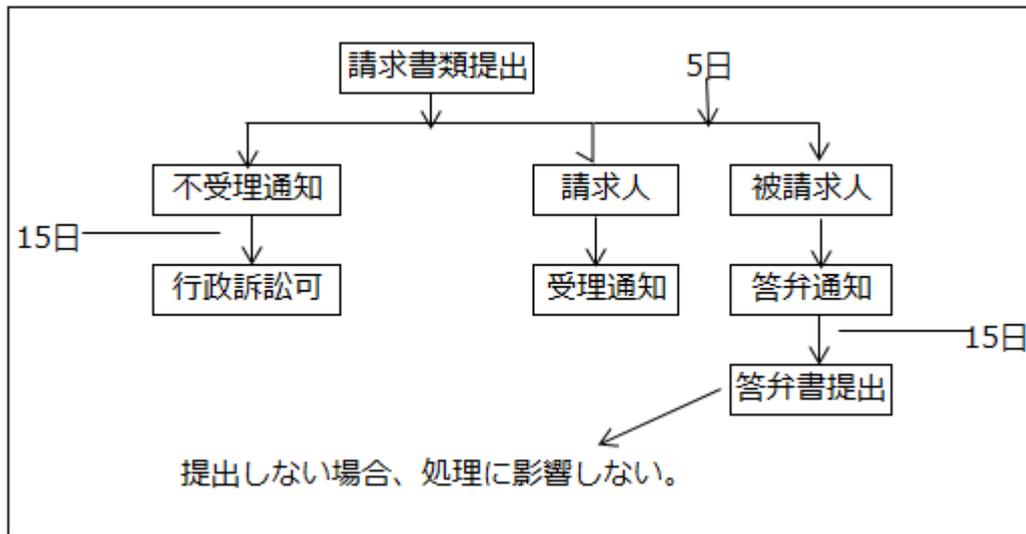


# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

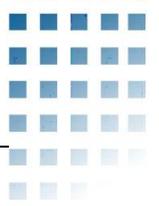
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

行政裁決請求の流れ：



ニュースソース：

- 1) 「専利侵害紛争に関する行政裁決の試行建設の通知」  
<http://www.sipo.gov.cn/gztz/1143845.htm>
- 2) 「専利侵害紛争に関する行政裁決のガイドブック（パブコメ稿）」  
<http://www.sipo.gov.cn/gztz/1143984.htm>



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-4

### 「商標違法案件における馳名商標保護の通知」について

馳名商標とは（商標法 13 条参照）

商標・商品と関係ある消費者、サプライヤー、販売者などに知られており、知名度の高い商標である。

馳名商標の認定ルート（商標法 14 条参照）

- 1) 商標違法案件を処理する際に認定を請求；（行政認定）
- 2) 異議申立、不服審判、無効審判などの商標紛争案件の際に認定を請求；（行政認定）
- 3) 民事侵害訴訟の際に、裁判所により認定を行う。（司法認定）

本通知は主に 1) の馳名商標の認定について規定している。詳細内容は以下の通りである。

一、法的な権限と期限に基づき案件を処理する。

#### 1) 立案機関

市（地・州）級以上の知財管理部門と国家工商行政管理総局に許可された省の直轄県（市・区）の知財管理部門 →（以下は立案機関という）

#### 2) 処理期限

請求資料の受領日から 15 日以内に立案要否を決定する。

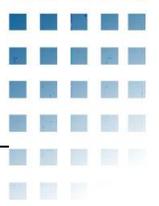
立案日から 30 日以内に相関認定資料を省の知財管理部門へ報告する。

#### 3) 審査部門

形式審査：立案機関（市（地・州）級以上の知財管理部門）

実体審査：省（自治区・直轄市）の知財管理部門

最終的な決定：国家知識産権局



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## 二、馳名商標の認定請求と使用

- 1) 市級部門が認定請求資料の整備性と真実性の審査を強化；
- 2) 省級部門が認定請求資料の整備性と真実性、法的適用性への再審査を強化；
- 3) 馳名商標を事実説明として使用するのはいいが、宣伝または受賞称号などとしては使用禁止。

## 三、馳名商標保護の強化

### 1) 迅速に保護

認定後に立案機関は 60 日以内に保護を実施し、行政処罰決定を省級部門に報告する。また、省級部門は行政処罰決定を受領してから 30 日以内に国家知識産権局保護司に報告する。

### 2) 援引保護

下記条件に合致する場合、立案機関により保護決定を下すことができる。

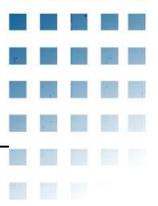
- 案件に係る商標は馳名商標として行政的な保護を受けたことがある；
- 案件に係る商標の商品・役務は馳名商標として保護された時の商品・役務と同じ・類似する；
- 同案件の当事者は当該馳名商標に異議がない、或いは異議理由および提出証拠は不十分。

### 3) 重点に保護

各地方管理部門は管轄区域内にあった馳名商標をリストに作成し、相関データを国家知識産権局に報告する。また国家知識産権局により当該データを各地方の法執行部門に共有する。

## ニュースソース：

- 1) 「商標違法案件における馳名商標保護の通知」 <http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1143862.htm>
- 2) 「馳名商標認定および保護規定」  
[http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbxzgz/200906/t20090603\\_232862.html](http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbxzgz/200906/t20090603_232862.html)



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-5

### 「北京市科学技術成果轉化条例」について

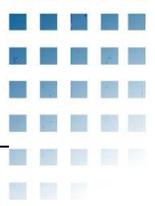
本条例は、第一章「総則」、第二章「成果の権益」、第三章「成果轉化の実施」、第四章「政府の支援と保障」、第五章「法的責務」及び第六章「附則」からなり、計 44 条が制定された。主な内容は以下の通りである。

本条例に記した科学技術成果とは、特許技術、コンピューターソフトウェア、技術秘密、集積回路デザイン、植物品種、新薬、デザイン図、調合法などを指す。

条例の適用対象：政府により設立された研究開発機構、高等学校、医療衛生機構

#### 成果の権益について

- 政府により設立された研究開発機構、高等学校は、取得した職務発明の知的財産および知的財産を形成していない相関成果に関する使用、譲渡、投資などの権利を、全部または一部に成果の完成人に与え、同時に職務発明／成果がもたらす収入の分配方法を約束することができる（国家安全・公共利益を損害する場合は対象外）。（9条）
- 政府により設立された研究開発機構、高等学校は、所有する職務発明／成果に対する資産アセスメントを自己意思で決定する。また、職務発明／成果がもたらす収入が所属機構に帰する。（10条）
- 取得した職務発明／成果が所属機構で登記後に、正当な理由なく、成果の轉化を1年超え実施していない場合、職務発明／成果の完成人は自分で投資するか、他人と提携することができる。所属機構はその投資活動などを支援すべきである。（11条）
- 職務発明／成果の所属機構は、職務発明／成果に重要な貢献をした職員に奨励と報酬を与えるべきである（12条）。



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

➤ 奨励と報酬の基準：

- 1) 第三者に譲渡、許可実施：純収入の70%以上
- 2) 等価投資：株／資金に相当する70%以上
- 3) 自己実施／他人提携：利益取得年度から5年以内に、年毎に営業利潤の5%以上
- 4) 上記奨励と報酬は当該年度の給料総額に算入しない

成果転化の実施について

- 成果転化の実施活動は職位昇進、成績評価とつながる。(18条)
- ミニマイクロ企業への職務発明／成果の転化を優先することを励ます。(23条)

政府の支援と保障について

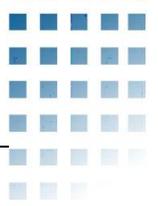
- 市、区政府からの財政支持を増加する。(31条)
- 政府の請負活動に入札する際に、企業の規模、成立年間、市場シェアなどで制限してはいけない。(33条)
- 国内外の人材育成と招き入れに対して優遇政策を強化する。(35条)

法的責務について

- 研究開発機構、高等学校、企業および職務発明／成果転化にサービスを提供する相関機構は、実施活動において詐取、偽造などの行為があった場合、違法所得を没収し、違法所得の1~3倍に罰金する。違法所得がない場合、5万~10万の罰金をする。(40、42条)
- ◇ 本条例には、市の所属研究機関及び大学を対象としている「報奨制度、権利帰属」などの政策が、一般企業に与えられる影響について、今後の注目点としてウォッチングする必要がある。

ニュースソース：北京市全人代常務委員会オフィシャルサイト

[http://www.bjrd.gov.cn/zt/cwhzt1516/hywj/201912/t20191202\\_199152.html](http://www.bjrd.gov.cn/zt/cwhzt1516/hywj/201912/t20191202_199152.html)



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

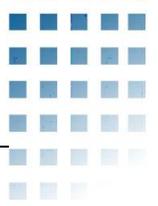
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

## Topic-6

### 路浩ニュース

近日に、WeChat ブログ「専利茶館」が発表した各商業用の特許データベースに基づく統計により、北京路浩国際特許事務所は、2019 年度北京市発明特許代理の登録案件数が No.1！北京路浩国際特許事務所は、2014 年から北京市発明特許代理の登録案件数が年平均で 1000 件以上であり、2019 年に 1952 件にも達した。

No.	事務所	登録案件数（北京市）
1	<b>北京路浩</b>	<b>1952</b>
2	北京同達信恒	1787
3	北京三高永信	1273
4	北京集佳	1242
5	北京清亦華	1207
6	北京三友	1098
7	北京紀凱	1019
8	中国航天科技專利センター	988
9	北京銀龍	904
10	北京潤平	882

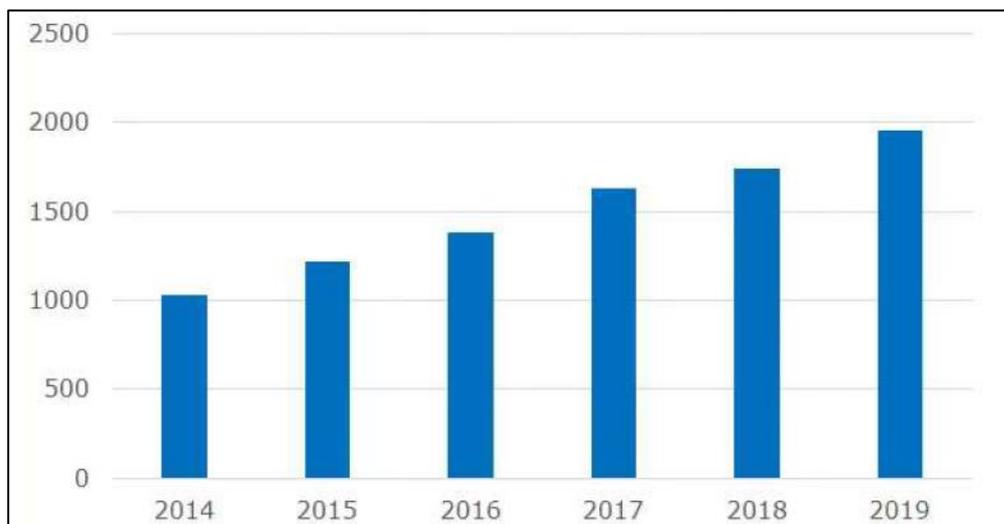


# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

北京路浩国際特許事務所の北京市発明特許代理の登録案件数（年度別）



出所：「專利茶館」WeChat ブログ